



平成 29 年 7 月 24 日
福 祉 保 健 局

都内の保育サービスの状況について

都内における平成 29 年 4 月 1 日現在の保育サービス利用状況等がまとまりましたのでお知らせします。

保育サービス利用児童数は、過去最大の 16,003 人増で、277,708 人となりました。待機児童数は、就学前児童人口や保育所等利用申込率（就学前児童人口に占める保育所等利用申込者数の割合）の増加、待機児童の取扱いの変更等により、8,586 人となりました。

利用児童数及び待機児童数の状況

○ 保育サービス利用児童数 (※) 16,003 人増加【表 1】

※ 認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の地域型保育事業、定期利用保育事業、企業主導型保育事業、区市町村単独保育施策等の利用児童数合計

○ 保育所等利用待機児童数 8,586 人 (120 人増加) 【表 3(1)】

※ 待機児童数の取扱いに変更等がなかった場合 7,693 人 (773 人減少) 【参考 1】

区市町村別の状況【表 4】

○ 保育サービス利用児童数の増加が大きい区市町村 (前年からの増加数)

①世田谷区 1,328 人 ②杉並区 1,294 人 ③練馬区 1,154 人

○ 待機児童数が多い区市町村

①世田谷区 861 人 ②目黒区 617 人 ③大田区 572 人

○ 待機児童数の増加が大きい区市町村 (前年からの増加数)

①大田区 343 人 ②目黒区 318 人 ③中野区 118 人

○ 待機児童数の減少が大きい区市町村 (前年からの減少数)

①世田谷区 ▲337 人 ②北区 ▲150 人 ③板橋区 ▲145 人

○ 都内区市町村の状況

① 待機児童ゼロの区市町村 16 自治体

・うち昨年度から引き続き待機児童ゼロの区市町村 11 自治体

・うち昨年度から待機児童が減少したことによって待機児童ゼロになった区市町村 5 自治体

② 待機児童がいる区市町村 46 自治体

・うち待機児童が昨年度から減少した区市町村 24 自治体

・うち待機児童が昨年度から増加した区市町村 22 自治体

【問合せ先】

福祉保健局少子社会対策部保育支援課

担当：柳橋、落合

電話 03-5320-4128 (直通)

都庁内線 32-750、32-781

表1 保育サービス利用児童数の状況

区分	利用児童数(人) (注1)										就学前児童人口 (人) (注3)	利用率 (%) (a/b)	
	認可保育所	認証保育所	認定こども園 (注2)	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	定期利用保育事業	企業主導型保育	区市町村単独施策等			
平成23年4月	178,955	17,399	1,880	1,646				206		2,336	202,422	609,128	33.2%
平成24年4月	185,263	20,065	2,365	1,866				588		2,494	212,641	615,228	34.6%
前年からの増	6,308	2,666	485	220				382		158	10,219	6,100	34.6%
平成25年4月	193,150	21,796	2,915	2,027				817		2,629	223,334	619,557	36.0%
前年からの増	7,887	1,731	550	161				229		135	10,693	4,329	1.4%
平成26年4月	202,008	22,608	3,304	2,394	676			932		2,989	234,911	625,347	37.6%
前年からの増	8,858	812	389	367	676			115		360	11,577	5,790	1.6%
平成27年4月	213,259	21,616	3,289	1,847	2,943	96	6	711		3,746	247,513	630,419	39.3%
前年からの増	11,251	△ 992	△ 15	△ 547	2,267	96	6	△ 221		757	12,602	5,072	1.7%
平成28年4月	225,334	20,402	4,296	1,945	4,496	256	15	799		4,162	261,705	637,329	41.1%
前年からの増	12,075	△ 1,214	1,007	98	1,553	160	9	88		416	14,192	6,910	1.8%
平成29年4月	239,709	19,169	5,331	1,902	6,132	420	75	956	69	3,946	277,708	640,273	43.4%
前年からの増	14,375	△ 1,233	1,035	△ 43	1,636	164	60	156	69	△ 216	16,003	2,944	2.3%

(注1) 利用児童数は各年4月現在

(注2) 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認証保育所の場合は、その分の利用児童を除く。

(注3) 就学前児童人口は、各年1月現在（外国人人口を含まない。）

表2 保育所等の設置状況

区分	認可保育所				認証保育所			
	施設数(所)		定員(人)		施設数(所)		定員(人)	
		対前年 増減		対前年 増減		対前年 増減		対前年 増減
平成24年	1,855	+55	186,698	+5,314	652	+54	22,036	+2,048
平成25年	1,915	+60	193,757	+7,059	694	+42	23,519	+1,483
平成26年	2,019	+104	203,170	+9,413	719	+25	24,527	+1,008
平成27年	2,184	+165	216,699	+13,529	700	△19	23,912	△615
平成28年	2,342	+158	230,334	+13,635	664	△36	22,665	△1,247
平成29年	2,558	+216	247,105	+16,771	631	△33	21,418	△1,247

(注) 各年4月現在

表3 保育所等利用待機児童等の状況

(1) 保育所等利用待機児童数の推移

区分		待機児童数（人）					対前年増減 (人)
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上	
平成24年	7,257	1,358	3,487	1,698	613	101	△598
平成25年	8,117	1,637	3,883	1,691	752	154	+860
平成26年	8,672	2,151	4,046	1,701	588	186	+555
平成27年	7,814	1,786	4,089	1,436	420	83	△858
平成28年	8,466	2,072	4,447	1,485	411	51	+652
平成29年	8,586	2,284	4,498	1,446	313	45	+120

(注) 各年4月現在

(2) 保育所等利用申込率の推移

区分	就学前児童人口 (人)	保育所等利用 申込者数(人)	保育所等利用申込率(%)	
			対前年増減	
平成24年	615,228	205,091	33.3	+0.8
平成25年	619,557	214,510	34.6	+1.3
平成26年	625,347	226,437	36.2	+1.6
平成27年	630,419	245,758	39.0	+2.8
平成28年	637,329	263,518	41.3	+2.3
平成29年	640,273	281,572	44.0	+2.7

(注1) 就学前児童人口は、各年1月現在（外国人人口を含まない。）

(注2) 保育所等利用申込率は、就学前児童人口に占める保育所等利用申込者数の割合

(3) 待機児童の保護者の状況

主に保育にあたる者の状況	待機児童数(人)	構成比(%)
就労中（常勤）	4,599	53.6
就労中（非常勤）	1,480	17.2
求職中	1,947	22.7
その他（出産・看護等）	560	6.5
計	8,586	100.0

【参考1】待機児童の取扱いの変更による影響

区市町村名	待機児童数（人）			a-b	b-c
	平成29年4月		平成28年4月		
	今年度の定義 a	昨年度の定義 b (注)	c		
千代田区	0	0	0	0	0
中央区	324	324	263	0	61
港区	164	164	64	0	100
新宿区	27	27	58	0	△31
文京区	102	102	98	0	4
台東区	227	211	240	16	△29
墨田区	148	148	134	0	14
江東区	322	322	277	0	45
品川区	219	219	178	0	41
目黒区	617	322	299	295	23
大田区	572	357	229	215	128
世田谷区	861	861	1,198	0	△337
渋谷区	266	266	315	0	△49
中野区	375	274	257	101	17
杉並区	29	29	136	0	△107
豊島区	0	0	105	0	△105
北区	82	82	232	0	△150
荒川区	181	181	164	0	17
板橋区	231	231	376	0	△145
練馬区	48	39	166	9	△127
足立区	374	374	306	0	68
葛飾区	76	76	106	0	△30
江戸川区	420	420	397	0	23
八王子市	107	100	139	7	△39
立川市	145	145	198	0	△53
武蔵野市	120	120	122	0	△2
三鷹市	270	270	264	0	6
青梅市	12	12	25	0	△13
府中市	383	288	296	95	△8
昭島市	17	22	21	△5	1
調布市	312	312	289	0	23
町田市	229	229	182	0	47
小金井市	156	156	154	0	2
小平市	89	89	167	0	△78
日野市	252	180	183	72	△3
東村山市	64	98	76	△34	22
国分寺市	92	92	102	0	△10
国立市	101	101	81	0	20
福生市	0	0	0	0	0
道州市	98	98	142	0	△44
東大和市	3	0	7	3	△7
清瀬市	33	38	44	△5	△6
東久留米市	67	51	92	16	△41
武藏村山市	12	12	0	0	12
多摩市	83	74	79	9	△5
稲城市	97	18	0	79	18
羽村市	0	0	1	0	△1
あきる野市	12	12	18	0	△6
西東京市	146	126	154	20	△28
瑞穂町	21	21	25	0	△4
日の出町	0	0	2	0	△2
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0
利島村	0	0	0	0	0
新島村	0	0	0	0	0
神津島村	0	0	0	0	0
三宅村	0	0	1	0	△1
御藏島村	0	0	0	0	0
八丈町	0	0	4	0	△4
青ヶ島村	0	0	0	0	0
小笠原村	0	0	0	0	0
合計	8,586	7,693	8,466	893	△773

(注)「昨年度の定義」の数は、各区市町村において平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童の数え方を、平成29年4月1日現在に適用した場合の参考値である。

【参考2】 待機児童を数える際の「育児休業延長者」の取扱い状況

- 厚生労働省は「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」（平成28年9月～平成29年3月）における検討を踏まえ、本年3月31日に新たな待機児童数の考え方について通知した。
- この通知に基づき、本年4月1日現在の待機児童については、原則、新たな基準で数えることとなっているが、従来の基準で数えることや、部分的に新たな基準を適用することも認められている。
- このため、新基準を適用している自治体数を正確に示すことが難しいため、考え方の変更となった項目のうち待機児童の集計値への影響が大きい「育児休業延長者」の取扱いについて都内自治体の状況を分類すると、以下の通りとなった。

育休延長者の取扱いを変更した 〈18自治体〉	育休延長者の取扱いを変更していない 〈44自治体〉
○すべての育休延長者を待機児童に含めない 該当自治体なし	○すべての育休延長者を待機児童に含めない 15自治体 墨田、江東、渋谷、杉並、豊島、北、練馬、 葛飾、江戸川、大島、利島、新島、神津島、 御藏島、小笠原
○すべての育休延長者を待機児童に含める 3自治体 大田、目野、多摩	○すべての育休延長者を待機児童に含める 18自治体 品川、世田谷、足立、立川、武蔵野、三鷹、 青梅、調布、町田、小金井、小平、国分寺、 福生、武蔵村山、羽村、あきる野、日の出、 三宅
○一部の育休延長者を待機児童に含める 15自治体 新宿、台東、目黒、中野、荒川、八王子、府中、 東村山、東大和、清瀬、東久留米、稲城、 西東京、奥多摩、檜原	○一部の育休延長者を待機児童に含める 11自治体 千代田、中央、港、文京、板橋、昭島、国立、 狛江、瑞穂、八丈、青ヶ島

【参考3】 保育所等利用待機児童数調査要領（新旧対照表）

平成29年4月1日から	平成28年度まで
<p>調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>1. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。</p> <p>※求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取 (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認 <ul style="list-style-type: none"> ・求職活動状況を確認できる証明書類 ・求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類 ・その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等) <p>2. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村で待機児童数に含めること。</p> <p>3. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 (2) 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型 	<p>調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。</p> <p>(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。</p> <p>(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。</p> <p>(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童 ② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

<p>保育事業、事業所内保育事業に類するもの)</p> <p>(3) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育の補助を受けている幼稚園</p> <p>(4) 企業主導型保育事業</p>	<p>③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童 ④ 企業主導型保育事業で保育されている児童 について、本調査の待機児童数には含めないこと。</p>
<p>4. “いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができる。</p>	<p>(注4) “いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができる。</p>
<p>5. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、待機児童数には含めないこと。</p>	<p>(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。</p>
<p>6. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査日よりも後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。</p>	<p>(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査日よりも後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。</p>
<p>7. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に關し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。</p> <p>ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。</p>	<p>(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。</p>
<p>※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するもの（3. の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設を含む。）とすること。</p> <p>(1) 開所時間が保護者の需要に応えている。（例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。）</p> <p>(2) 立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的</p>	<p>※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、</p> <p>(1) 開所時間が保護者の需要に応えている。（例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど）</p> <p>(2) 立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など）</p>

な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

8. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設

(4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

（注8）保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができる。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。